

意見書案第4号

平成28年9月23日提出

提出者 松山市議会議員 武井 多佳子

杉村 千栄

小崎 愛子

梶原 時義

平成28年9月27日 否決

政治分野における男女共同参画推進の法律制定を求める意見書について

政治分野における男女共同参画推進の法律制定を求める意見書を次のとおり提出します。

記

政治分野における男女共同参画推進の法律制定を求める意見書

今年、女性参政権行使から70年の節目の年を迎えました。しかし、残念ながら、我が国の女性議員の割合は、衆議院で9.5%（2016年）、参議院では20.7%です。

参議院の20.7%は世界平均の22.0%に近づきつつあるとはいえ、衆議院の9.5%は、列国議会同盟（IPU）の調査によると、下院あるいは1院制をとる191カ国中155位（2016年6月現在）で、低い水準にあります。

地方議会においても女性議員の割合は12.1%で一割強に過ぎず、女性議員が一人もいない「女性ゼロ議会」は、全自治体の20.1%にも上ります。

超少子高齢人口減少社会において、福祉、教育、環境などさまざまな政治課題を議論し、決定する政治の場への男女共同参画は不可欠です。

社会のあらゆる分野で女性の活躍推進を掲げている政権下で、女性の政治参画を促進する法律を定めることは、国、自治体のいずれの議会においても確かな方策となり得ます。

よって、女性参政権行使70年の年に、国に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先 衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

法 務 大 臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）

内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）